

医療費控除について

＜医療費控除とは＞

1年間に支払った医療費の自己負担額の合計が10万円を超えた場合に払いすぎた所得税が還付される制度です。

家族で合計して、1年間に10万円を超える医療費がかかった場合、確定申告を行うことで一定金額の所得控除を受けることにより、税金が減税(還付)されます。確定申告を行うことで住民税も軽減されることもあります。

インプラントなどの自由診療(保険外治療)も医療費控除の対象となりますので、確定申告をすることで治療費を抑えることが可能です。

＜医療費控除の対象になるもの＞

- 病院、歯科の治療費、薬代
- 薬局で買った市販の風邪薬
- 入院の部屋代、食事の費用
- 妊娠中の定期健診、検査費用
- 出産の入院費
- 病院までの交通費
- 子どもの歯科矯正
- 在宅で介護保険をつかった時の介護費用



＜医療費控除の対象にならないもの＞

- 人間ドック等の健康診断費用（病気が発見されない場合）
- 自分の都合で利用する差額ベッド代
- 健康増進のビタミン剤や漢方薬
- 病院までマイカーで行った時のガソリン代や駐車料金
- 里帰り出産のために乗った飛行機代
- 美容整形

＜医療費控除を受ける場合の注意事項＞

- 医療費控除を受けるには、領収書が必要です。領収書をなくすと医療費控除が受けられなくなる可能性もありますから、きちんと保管しておきましょう
- 治療中に年が変わるときは、それぞれの年に支払った医療費の額が、各年分の医療費控除の対象となります。
- 健康保険組合などから補てんされる金額がある場合には、その補てんの対象とされる医療費から差し引く必要があります。

<医療費控除の計算方法>

$$1 \text{ 年間の医療費支出} - \text{保険金等の収入} - 10 \text{ 万円} = \text{医療費控除額} \\ (\text{最高 } 200 \text{ 万円})$$

所得税の税額

$$\text{医療費控除額} \times \text{所得税率} = \text{所得税の還付金}$$

住民税の税額

$$\text{医療費控除額} \times \text{一律 } 10\% = \text{住民税の軽減額}$$

軽減される
税額

「医療費控除は医療費から 10 万円を引いた額が返ってくる制度」と勘違いしがちなのですが、
「医療費の実質負担額から 10 万円を引いた額に応じて、所得税、住民税が減額される(還付金として返ってくる)」という制度です。

<軽減される税額所の早見表>

課税総所得額	一年間で支払った医療費の総額		
	30万円	100万円	200万円
	軽減される所得税額及び住民税		
150万円	30,900円	135,900円	225,000円
300万円	40,000円	180,000円	337,500円
500万円	60,000円	270,000円	550,000円
800万円	66,000円	297,000円	601,500円
1,000万円	86,000円	387,000円	727,000円
2,000万円	100,000円	450,000円	950,000円